

最高裁秘書第1660号

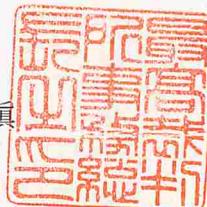
令和2年7月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和2年6月10日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

令和元年12月29日頃、カルロス・ゴーンが日本国外に出国したことに関して作成し、又は取得した文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1720号

令和2年7月28日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和元年12月29日頃、カルロス・ゴーンが日本国外に出国したことに関して作成し、又は取得した文書

2 苦情の申出がされた日

令和2年6月19日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第12号

(2) 謝問日

令和2年7月20日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1721号

令和2年7月28日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

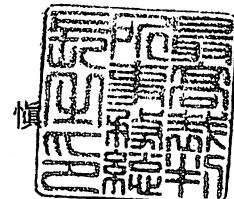
諮問番号 令和2年度（最情）諮問第12号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年7月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書は令和2年1月9日時点ではまだ廃棄されていなかったといえる旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

令和元年12月29日頃、カルロス・ゴーンが日本国外に出国したことについて作成し、又は取得した文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、当該申出の対象文書は廃棄済みであるとして、令和2年6月10日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

（1）最高裁判所は、本件開示の申出に係る特定日頃に特定人が日本国外に出国したことについて、裁判所に対する批判等を述べる趣旨が記載されている文書（以下「本件文書」という。）を複数受け付けた。本件文書は本件開示申出の対象文書となり得ると考えられるが、担当部署である事務総局刑事局では、本件文書を裁判所法82条に基づく不服としては取り扱わず、苦情として処理し、その後は事務処理上使用することが予定されていないことから、事務処理上必要な期間が満了したとして速やかに廃棄した。

したがって、対象文書は廃棄済みであり、最高裁判所には対象文書は存在しない。

- (2) なお、刑事局においては、最高裁判所が受け付けた裁判所に対する不服等を述べる趣旨が記載された文書であって、刑事局が担当部署となるもののうち、裁判所法82条に基づく不服として取り扱わずに苦情として処理した文書については、「標準文書保存期間基準（保存期間表）（刑事局第一課、第二課、第三課）」の17の(1)の類型にある「投書」としては取り扱っていない。
- (3) よって、原判断は相当である。